船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008仙第48号	
事故等名	漁船第三十丸定丸運航阻害	
発生年月日時刻	平成20年5月21日17時00分ごろ	
発生場所	青森県八戸市八戸港第2魚市場岸壁 （北緯40°31.7′、東経141°31.0′付近）	
事故等調査の経過	調査の概要：平成20年12月8日仙台・地方事故調査官が海難報告書を精査、同月16日船舶所有者及び修理業者への電話聴取、同月19日船舶所有者提出の修理報告書等を精査 原因関係者からの意見聴取：意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者	 漁船　第三十丸定丸　143トン 130843 有限会社丸定水産	
乗組員等に関する情報	機関長　五級海技士（機関）	
負傷者	なし	
損傷	発電機駆動用補機損傷	
事故等の経過	本船は、青森県八戸市八戸漁港に入港し、荒天のため出漁待機となり接岸中、平成20年5月21日17時00分ごろ帰船した操機長が、発電機駆動用補機のクランクケースが突き破られた状態で、同補機が停止して船内電源が喪失していることを発見した。 本船は、接岸中は無人のため、機関長が毎日8時、12時、17時ごろの1日3回点検のため訪船していた。 同補機は、6番シリンダ付近のクランクケースが割れてピストンピンが外部に落下し、同シリンダのピストン及びシリンダライナ下部が割れてオイルパン内に散乱しており、5及び6番シリンダのオイルパン底部も割れて連接棒が機関台に落下していた。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	あり
	判明した事項の解析	発電機駆動用補機のクランクピンメタルが異常摩耗し、隙間が拡大したことから、衝撃力でクランクボルトが折損し、連接棒大端部がクランク軸から外れ、振れ回ったものと考えられる。 クランクピンメタルが異常摩耗したのは、潤滑油メーカー推奨の潤滑油交換時間が約500時間のところ、1箇月約400時間運転されていた同機が、2箇月（約800時間）以上潤滑油交換なしに運転されるなど、メーカー推奨の交換時間を超えて潤滑油が使用されたため、同油性状が劣化して潤滑が阻害されたことによるものと考えられる。

原因	本インシデントは、本船が接岸中に、発電機駆動用補機の潤滑油の性状が劣化したまま、同補機の運転が続けられたため、6番シリンダのクランクピンメタルが異常摩耗し、往復動の衝撃力でクランクピンボルトが折損し、連接棒がクランク軸から外れ、振れ回ったことにより発生したものと考えられる。 潤滑油の性状劣化が続いたのは、潤滑油メーカー推奨の交換時間を超えて潤滑油が使用されたことによるものと考えられる。
その他の事項	なし